

大分市浄化槽設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽の整備拡充を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、単独処理浄化槽又はくみ取便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）から浄化槽に設置替えを行う者に対し交付する大分市浄化槽設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象浄化槽)

第2条 補助金の交付の対象となる浄化槽（以下「補助対象浄化槽」という。）は、住宅（日本産業規格に定める建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）において建築用途が住宅である建築物（住宅の建築用途と住宅以外の建築用途の併用である建築物にあつては、延べ床面積の2分の1以上が住宅の建築用途であるもの）をいう。以下同じ。）に設置される処理対象人員が10人以下で、国が定める浄化槽設置整備事業実施要綱第3（2）に適合するものとする。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、市内のうち次に掲げる区域以外の地域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により公共下水道の事業計画に定める区域
 - (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項又は第9条第1項の規定により農業振興地域整備計画に定める区域
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、当該区域のうち、当分の間公共下水道の整備が見込まれない地域で市長が認めたものは、補助対象地域とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象地域内において、住宅に設置された単独処理浄化槽等から補助対象浄化槽に設置替え（新築を除く。以下同じ。）を行う者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助の対象としない。
 - (1) 法第5条第1項の規定による設置等の届出を行わず、又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに浄化槽を設置する者
 - (2) 住宅又は土地を共有し、又は借りている者であつて、当該共有者又は貸主の承諾が得られないもの
 - (3) 国及び他の地方公共団体その他これらに準ずる機関
 - (4) 第6条に規定する補助対象経費について、前号に定める者から補助金の交付を受け、又は受けようとする者
 - (5) 法第7条第1項及び第11条第1項の規定による検査の申込みをしていない者

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交

付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市浄化槽設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて工事の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 共有者又は貸主の承諾書（住宅又は土地を共有し、又は借りている者に限る。）
- (2) 設置場所の位置図又は付近見取り図
- (3) 浄化槽設置届出書又は建築基準法の規定による確認済証及び浄化槽設置概要書の写し
- (4) 住宅の求積図及び浄化槽の配置配管予定図
- (5) 浄化槽の設置工事、単独処理浄化槽等の撤去等に係る工事及び宅内配管工事の各々に要する費用の見積書の写し
- (6) 補助対象浄化槽として登録されたことを証する書面の写し
- (7) 登録浄化槽管理票（C票）
- (8) 工事を行う予定の浄化槽工事業者の浄化槽設備士の浄化槽設備士免状の写し及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し（浄化槽設備士免状が昭和62年3月8日以前に交付されたものである場合に限る。）
- (9) 工事を行う予定の浄化槽工事業者の浄化槽工事業者登録簿への登録を確認できる書面の写し
- (10) 法第7条第1項及び第11条第1項の規定による検査の申込みをした書面の写し
- (11) 誓約書（様式第2号）
- (12) 住宅に接続されている既設の槽が単独処理浄化槽等であることを証する書類
- (13) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定通知等）

第7条 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、大分市浄化槽設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）又は大分市浄化槽設置費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により大分市浄化槽設置費補助金交付決定通知書を受けた者は、当該交付決定通知書を受けた日から起算して3月を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を完了しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（変更等の承認申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、大分市浄化槽設置費補助金変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、承認の可否を決定し、その旨を大分市浄化槽設置費補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第6号）又は大分市浄化槽設置費補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により補助事業者

通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して1月を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、大分市浄化槽設置事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 請求書又は領収書の写し
- (2) 浄化槽の保守点検及び清掃の委託契約書の写し
- (3) 浄化槽の配置配管図
- (4) 浄化槽設置完了チェックリスト(様式第9号)
- (5) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (6) 産業廃棄物管理票の写し(単独処理浄化槽等の撤去工事事業を行った者に限る。)
- (7) 施工の写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、補助金の交付額を確定したときは、大分市浄化槽設置費補助金交付確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、大分市浄化槽設置費補助金交付請求書(様式第11号)により補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により請求書の提出があった後に、交付するものとする。

(補助金の交付の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の取消しを決定したときは、大分市浄化槽設置費補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(維持管理)

第15条 補助事業者は、交付金の交付を受けて設置した浄化槽について適正な維持管理をしなければならない。

(施工の確認)

第16条 市長は、補助事業を適正に執行するため、補助対象浄化槽の設置工事の状況

を施工の現場において確認するものとする。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は昭和 63 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 2 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の大分市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、施行日以後の交付決定に係る補助金から適用し、施行日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大分市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の交付決定に係る補助金から適用し、施行日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大分市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付決定に係る補助金から適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大分市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付決定に係る補助金から適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大分市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の交付決定に係る補助金から適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、同年1月1日から施行する。
- 2 改正後の大分市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の交付決定に係る補助金から適用し、同日前の交付決定に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 佐賀関町及び野津原町の編入の日前の佐賀関町及び野津原町の区域におけるこの要綱の適用については、施行日から平成18年3月31日までの間の交付決定に係る補助金に限り、第1条中「既設みなし浄化槽又は既設汲み取り便槽（以下「既設みなし浄化槽等」という。）から浄化槽に設置替えを行う」とあるのは「浄化槽を設置（改造を含む。）する」と、第4条各号列記以外の部分中「から排出されるし尿を処理している既設みなし浄化槽等から補助対象浄化槽に設置替えを行う」とあるのは「に補助対象浄化槽の設置を行う」と、同条第2号中「住宅から排出されるし尿を処理している既設みなし浄化槽等から浄化槽に設置替えを行う」とあるのは「浄化槽付住宅を建築する」と、第5条第1項中「既設みなし浄化槽等の人槽又は設置する浄化槽の人槽のうちいずれか少ない方の人槽」とあるのは「設置する浄化槽の人槽」と、同項の表中「439,000円」とあるのは「354,000円」と、「496,000円」とあるのは「411,000円」と、「604,000円」とあるのは「519,000円」と、同条第2項中「第4条の規定による設置替えに要した費用を超えるときは、当該設置替えに要した」とあるのは「浄化槽の設置に要した費用を超えるときは、当該設置に要した」とする。
- 4 市長は、前項の適用を受ける補助金の申請を行う場合の添付書類については、改正後の大分市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、適宜不要なもの添付を省略させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大分市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大分市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。
- 2 改正後の大分市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大分市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前

の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大分市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市浄化槽設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
単独処理浄化槽の撤去工事業	単独処理浄化槽の撤去工事に要する費用	補助対象経費の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、120,000円を限度とする。
くみ取便槽の撤去工事業	くみ取便槽の撤去工事に要する費用	補助対象経費の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、90,000円を限度とする。
補助対象浄化槽の設置工事業	補助対象浄化槽の設置工事に要する費用	補助対象経費の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる設置する補助対象浄化槽の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を限度とする。 (1) 5人槽 399,000円 (2) 6人槽及び7人槽 456,000円 (3) 8人槽、9人槽及び10人槽 564,000円
宅内配管工事業	宅内配管工事に要する費用	補助対象経費の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、300,000円を限度とする。